

普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還を求める意見書

戦前、宜野湾市にはいくつかの泉が存在し、それらを水源に畑作が営まれる丘陵地があり、本島南部の那覇、首里と北部の国頭を結ぶ交通の要衝として、琉球松の並木が続いた地域であったが、昭和20年沖縄戦の最中にいくつかの集落を破壊し、市の中心部に普天間飛行場が建設された。

戦後63年を迎えようとするなか、普天間飛行場の周辺には9万人余りの市民が居住し、120ヵ所以上の人々が集まる学校や病院などのある市街地区になっており、その危険性故に平成8年のSACO合意及び平成18年の在日米軍再編協議で日米両政府は全面返還を合意したが、その危険性は12年も放置され続けている。

その結果、平成16年8月13日、同飛行場所属の大型輸送ヘリコプターCH-53Dが沖縄国際大学本館に接触、墜落、炎上した事故は、宜野湾市民及び沖縄県民に大きな不安とこれまでにない恐怖心を与えると同時に当飛行場の危険性を改めて証明した。

昨年8月、ヘリ墜落事故から3年を前に日米両政府は、「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策に関する報告書」を発表し、場周経路における軍用機の旋回は、基地内コースを設定したが、実態は現在でも常時住宅地上空を旋回しており、発表された経路とは懸け離れている。

また、ヘリ事故から3年を経た今日では、深夜までの住宅地上空での旋回飛行訓練をはじめ、度重なるF-18戦闘機の飛来、墜落事故同型機の再配備と要員の増、更には嘉手納空軍と海兵隊の合同即応訓練の実施など、普天間飛行場を取り巻く危険性や騒音被害は年々増加し、市民から寄せられる悲鳴にも似た基地被害110番の声は、より深刻化している。

それに伴い、宜野湾市に隣接する浦添市、西原町、中城村、北中城村など広範囲の市町村住民が騒音被害に悩まされている。

更に平成4年に海軍省太平洋局から出された「海兵隊航空基地普天間マスタープラン」では、クリアゾーン(土地利用禁止区域)内に普天間第二小学校や児童センター等の公共施設のほか多数の住宅施設があるにも拘わらず、その事実には全く触れられていない。米軍が最も危険と位置づけているクリアゾーンに小学校等が存在している。

よって、うるま市議会は、県民や市民の生命・財産、平穏な生活環境を守る立場から、普天間飛行場は現状のまま運用されてはならない世界一危険な米軍基地であり、一日も早い危険性除去を日米両政府に対して求めるとともに、安全基準を確立できない普天間飛行場は直ちに運用を中止し、早期閉鎖・返還を強く要請する。

記

1. 普天間飛行場の運用を直ちに中止し、危険性の除去を実現すること。
2. 普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月1日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事 沖縄県議会議長